

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。平成21年4月1日から施行。(施行後3年以内に見直し)

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導(国等は支援)

政府

子ども・若者育成支援推進本部 (内閣府)

本部長: 内閣総理大臣
副本部長: 内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(青少年)
本部長: その他国務大臣

策定・推進

基本計画(平成21年6月30日決定)

- ・基本方針
- ・適切なインターネット活用能力の教育・啓発
- ・フィルタリング性能向上・普及
- ・民間における取組の支援 等

支援

民間

携帯電話会社
プロバイダ
パソコンメーカー等

フィルタリング提供義務

フィルタリング開発・
提供事業者

開発の努力義務

サーバー管理者

有害情報閲覧防止努力義務

その他関係者

啓発等の努力義務

青少年

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の概要

(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)

背景

インターネットにおける心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報の数多くの流通
出会い系サイトなどへのアクセスによる児童買春等の犯罪被害(平成20年1,516名)
親子のジェネレーションギャップから、保護者の課題等に対する認識不足が懸念
睡眠時間を削った電子メール利用などによる青少年の生活面等への影響の懸念

基本理念

18歳未満の青少年の適切なインターネット活用能力習得
青少年の有害情報の閲覧機会の最小化
民間の自主的・主体的取組尊重

基本的な方針

- <インターネット上の新たな問題に応じた迅速な対応>
- (1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進
 - (2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施
 - (3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進
 - (4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発の推進

学校における教育・啓発の推進
情報モラル教育等の推進 / 情報モラル等の指導力の向上 / 学校における啓発活動の推進 / 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進(「小中学校への携帯電話の原則持込禁止」等に関する通知を踏まえた適切な対応)
社会における教育・啓発の推進
地域・民間団体・事業者による教育・啓発活動への支援 / ポータルサイトを活用したわかりやすく速やかな情報提供
家庭における教育・啓発の推進
「親子のルール作り」など家庭における取組への支援 / 青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援
教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等
国民運動の展開
社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施 / インターネット利用者・事業者の主体的な活動への支援

青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進
フィルタリング提供義務等の実施徹底 / 保護者への説明等の推進
携帯電話・PHSにおけるフィルタリングの高度化の推進
携帯電話・PHSのフィルタリングの多様化・改善の推進 / 携帯電話・PHSのフィルタリングの閲覧制限対象の適正化支援
フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援
フィルタリング普及促進のための啓発活動等
フィルタリング普及状況等に関する調査研究

青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援
ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援
ガイドライン策定等の体制整備の支援 / 効率的かつ円滑な活動実現のための支援 / レイティング・ゾーニングの取組の支援
青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援
青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援
その他の活動に対する支援

その他の施策

サイバー犯罪の取締り等の推進
取締り推進及び体制強化 / 捜査等のための良好な協力関係の構築推進
違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進
インターネット・ホットラインセンターを通じた削除等の対応依頼推進 / 事業者や民間団体の効果的な閲覧防止策の検討支援
青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進
青少年等からの相談等への対応 / 名誉毀損・プライバシー侵害対応の支援
迷惑メール対策の推進
法の着実な執行その他の総合的な対策実施 / 国際連携の推進 / チェーンメール対策の周知啓発
国内外における調査

推進体制等

国における推進体制(内閣総理大臣の下連携・協力)
地方公共団体・保護者・事業者・民間団体等との連携体制の活用
国際的な連携の促進
基本計画の見直し(毎年フォローアップ、3年後を目処に見直し)